

# 災害時拠点強靱化緊急促進事業の概要

## ○大規模災害時に拠点となる施設の整備促進

南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保するため、災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進する。

### 帰宅困難者への対応(一時滞在施設の確保)

主要な駅の周辺において、民間再開発ビル等を活用して、行き場のない帰宅困難者の一時滞在施設の確保を促進

対象施設: 地方公共団体と帰宅困難者の受入に関する協定を締結するオフィスビル、学校、ホール等

対象地域: 政令市・特別区の主要駅や中核市・特例市・県庁所在市の中心駅の周辺

### 負傷者への対応(災害拠点病院の整備)

大量に発生する負傷者に対応するため、災害拠点病院の整備を促進

対象施設: 都道府県が指定する災害拠点病院

対象地域: 全国

### 【支援イメージ】

①民間事業者が整備主体の場合

掛かり増し費用 

国 (2/3)	地方 (1/3)
---------	----------

自家用分に係る施設・設備の整備費

既存支援制度を活用

- 負担割合は各支援制度による。
- 民間事業者負担あり。

### 特別交付税措置を講じる予定

②地方公共団体が整備主体の場合

掛かり増し費用 

国 (1/2)	地方 (1/2)
---------	----------

自家用分に係る施設・設備の整備費

既存支援制度を活用

- 負担割合は各支援制度による。

地方債措置(充当率90%)

### 共通的要件

- 耐震性を有すること(新築の場合は、耐震等級2相当)
- 自家用分(通常時に施設利用する者の分)と帰宅困難者分の食料・水等を3日分備蓄可能であること 等

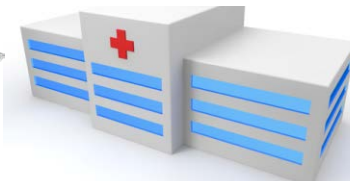
### 補助対象・補助率

- 帰宅困難者や負傷者を受け入れるために付加的に必要なスペースや備蓄倉庫、非常用発電設備等の整備に要する費用(掛かり増し費用)に対して支援
- 補助率 国:2/3、地方:1/3(民間事業者の場合)、国:1/2(地方公共団体の場合)



駅

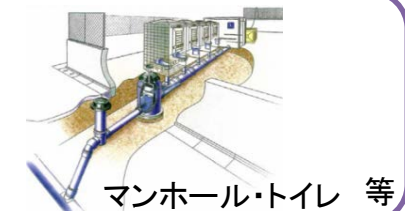
都市再生安全確保計画等に基づく取組と連携



備蓄倉庫

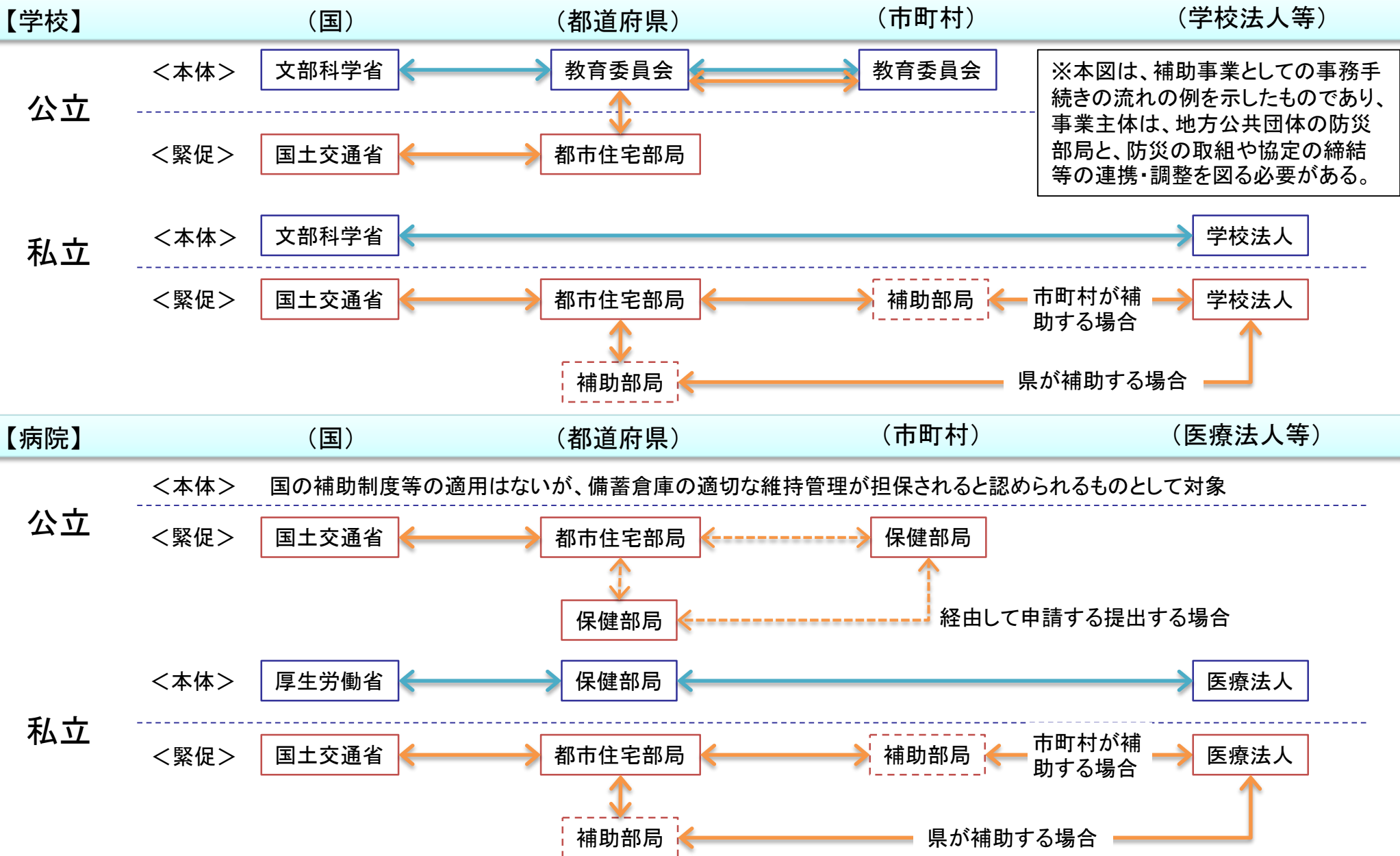


非常用発電設備



マンホール・トイレ 等

# (参考) 本体事業と緊促事業の事務手続きの流れ 例①

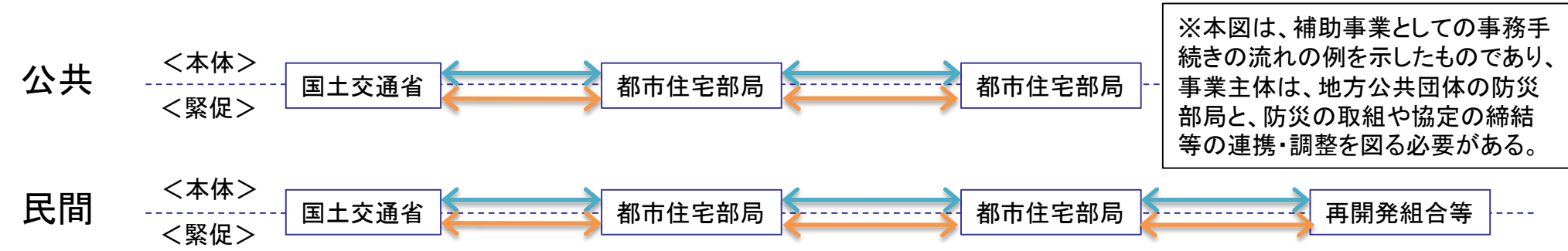


※本図は、補助事業としての事務手続きの流れの例を示したものであり、事業主体は、地方公共団体の防災部局と、防災の取組や協定の締結等の連携・調整を図る必要がある。

※大学附属病院については、適用する本体事業の補助制度により、例示した【学校】、【病院】のいずれのパターンも考えられる。

# (参考) 本体事業と緊促事業の事務手続きの流れ 例②

【再開発等】 (国) (都道府県) (市区町村) (組合等)



【その他】 (国) (都道府県) (市区町村) (民間事業者等)

